

藤井寺市介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ & A

令和7年4月28日

No.	質問内容	回答	根拠資料等
15	介護予防通所型サービスの指定について、短時間のサービス提供時間として事業所指定を受けることは可能でしょうか。	従来の介護予防通所介護においては、基本方針として「必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うこと」とされています。 今般の総合事業の介護予防通所型サービスは、従来の介護予防通所介護と同様の取り扱いとしています。そのため、本市では、サービス提供に必要な時間は概ね3時間以上を想定しているため、サービス提供が3時間未満での指定は行っていない。	介護保険法8条第7項 (平成26年6月25日 号外法律第83号)